

# 重要事項説明書(指定介護通所リハビリテーション)

## 1. 法人の概要

法人種別・名称	医療法人社団 山本記念会
代表者氏名	理事長 山本百合子
法人所在地・連絡先	〒224-0024 神奈川県横浜市都筑区東山田町1552 ・ 電話 045-593-2211

## 2. 事業所の概要

施設・事業所名	事業内容	事業所番号	管理者
すみれが丘 そよかぜクリニック	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	1413810074	芹澤敬子
指定年月日	令和1年9月1日		
事業の実施地域	都筑区(横浜市)	東山田町、東山田1～4丁目、南山田町、南山田1～4丁目、北山田1～7丁目、牛久保東1～3丁目、牛久保町、牛久保1～3丁目、すみれが丘、牛久保西1～4丁目、茅ヶ崎中央(センター南周辺)	
	港北区(横浜市)	高田町、高田東1～4丁目、高田西1～5丁目	
	宮前区(川崎市)	東有馬1～5丁目	
併設サービス	訪問リハビリテーション		

## 3. 事業所の職員体制

管理者(医師)	常 勤 1名
看護師	非常勤 1名
理学療法士	常 勤 1名
介護職員	常 勤 1名 、非常勤 10名

## 4. 営業日・営業時間・サービス提供時間

営業日	月曜日～金曜日
休業日	土曜、日曜、祝日、年末年始
営業時間	8時30分～17時30分
サービス提供時間	9時20分～11時25分、14時10分～16時15分
(注)年末年始(12月30日～1月3日)	

## 5. 指定通所リハビリテーションの運営方針

心身機能、生活能力の低下の予防と、活動・参加等による維持向上を図り、日常生活の自立を助ける為に理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。
---

## 6. サービス利用料及び利用者負担

通所リハビリテーション 1単位=10.88円

項目	サービス項目	単位	負担額(1割)	負担額(2割)	負担額(3割)	内容説明
①基本額	要介護1(1日あたり)	383単位	417円	833円	1,250円	2時間以上3時間未満のサービス提供に対する一日あたりの料金
	要介護2(1日あたり)	439単位	478円	955円	1,433円	
	要介護3(1日あたり)	498単位	542円	1,084円	1,769円	
	要介護4(1日あたり)	555単位	604円	1,207円	1,812円	
	要介護5(1日あたり)	612単位	666円	1,332円	1,998円	
②加算額	リハビリテーションマネジメント加算(口)					
	6カ月以内(1月あたり)	593単位	645円	1,290円	1,935円	1月あたり
	6カ月超 (1月あたり)	273単位	297円	594円	891円	1月あたり
	科学的介護推進体制加算	40単位	44円	87円	131円	1月あたり
介護職員処遇改善加算Ⅱ		(基本サービス費+各種加算)×8.3%×10.88円				

介護予防通所リハビリテーション 1単位=10.88円

項目	サービス項目	単位	負担額(1割)	負担額(2割)	負担額(3割)	内容説明
①基本額	要支援1	2,053単位	2,234円	4,468円	6,701円	2時間以上3時間未満のサービス提供に対する一月あたりの料金
	要支援2	3,999単位	4,351円	8,702円	13,053円	
②加算額	科学的介護推進体制加算	40単位	44円	87円	131円	1月あたり
	介護職員処遇改善加算Ⅱ	(基本サービス費+各種加算)×8.3%×10.88円				

(1)利用者負担金①、②とは、介護保険の法定利用料に基づく金額です。

(2)介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上支給額を超える場合を含む)には全額自己負担になります。

(3)利用者負担金の支払方法については、所定の自動振り込み用紙にてご記入の上、提出して下さい。毎月4日にご指定のご金融機関の口座から引き落とさせていただきます。

7. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の体調や様態の急変、その他緊急事態が発生した場合、当院の医師の指示を受けさせていただきますと共に、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

主治医等が変更になった際は、事業所へお知らせください。

8. 事故発生時の対応

状況を確認後、救護義務を果たし速やかに監督官庁に報告します。

9. 非常災害対策

隣接する当法人事業所(クリニック、サービス付高齢者住宅)、及び自治体等と連携して利用者の生命保全をはかります。

(1)防災設備

消火器、自動火災報知設備、スプリンクラー設備、誘導灯及び誘導標識、非常照明

(2)防災訓練

年2回実施(サービス付き高齢者住宅、クリニックと合同で実施)

## 10. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する以下の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置(虐待防止に関する担当者:山崎翔太)

## 11. 身体拘束等の最適化

原則として利用者に対し身体拘束を行わない。ただし、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束の必要性がある場合には、当事業所の医師の指示のもとその様態及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ず講じるに至った理由を記録記載する。

## 12. ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者又はその身元引受人ないしご家族、その他関係者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

## 13. 業務継続計画(BCP)

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練定期的に開催するなどの措置を講じます。

## 14. 第三者評価の実施

提供するサービスの第三者評価の実施は無し。

## 15. 秘密保持

事業所及び事業所職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。

また、退職後もこの秘密を保守する旨を、従業員との雇用契約時に取り交わしています。

但し、居宅サービスを提供するにあたり介護支援専門員に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はそのご家族からの同意を得るものとします。

## 16. 相談窓口・苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情は次の窓口で対応いたします。

担当	山崎 翔太
受付時間	平日 8:30~17:30
電話番号	☎045-755-3328

- (2) サービスに関する苦情や相談は、以下の機関にも申し立てることができます。

横浜市	福祉調整委員会(横浜市)	☎045-671-4045
	横浜市介護事業指導課	☎045-671-2356
	都筑区高齢・障害支援課	☎045-948-2306
	港北区高齢・障害支援課	☎045-540-2325
川崎市	川崎市介護保険課	☎044-200-2678
	宮前区高齢・障害支援課	☎044-856-3238
神奈川県保連	健康保険連団体連合会 苦情相談係	☎045-329-3447